

令和5年(あ)第1305号 公職選挙法違反被告事件

令和6年3月8日 第二小法廷判決

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人安田寿朗の上告趣意のうち、公職選挙法142条1項、243条1項3号の各規定について憲法21条違反をいう点は、公職選挙法の上記各規定が憲法21条に違反しないことは、当裁判所の判例（最高裁昭和43年(あ)第2265号同44年4月23日大法廷判決・刑集23巻4号235頁）の趣旨に徴して明らかである（最高裁昭和55年(あ)第1577号同57年3月23日第三小法廷判決・刑集36巻3号339頁参照）から、理由がなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって、同法408条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。  
(裁判長裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一 裁判官 岡村和美 裁判官 尾島 明)